

令和2年10月31日

文化会館利用人数制限の緩和について

〈宇治市文化会館指定管理者〉

公益財団法人宇治市文化センター事務局

新型コロナウイルス感染防止に係る国のイベント開催基準の見直しに伴い、下記のとおり文化会館利用人数（入場人数）の制限を緩和します。一層の感染防止対策を講じてご利用いただきますようお願いいたします。

1 緩和内容

利用人数（入場人数）

10月31日（土）まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・施設定員1/2以内

11月1日（日）から11月29日（日）まで・・・・施設定員以内

❖ 中央公民館施設は11月17日（火）から緩和

2 緩和対象利用

ホール

入場者の大声での歓声、声援、唱和等がない催物

ホール以外の施設

大声での発声（歌唱、会話、談笑など）がなく、利用者同士が一定の距離（1m以上、最低でも接触しない程度の距離）を空けることができる利用

❖ 管楽器演奏、舞踊、体操、武術など・・・・上記要件を確保できる場合は可

3 緩和要件

新型コロナウイルス感染防止対策の一層の徹底

❖ 宇治市文化会館新型コロナウイルス感染防止対策（8月5日改訂版）の一層の徹底をお願いします。

❖ 主催者の方に特に留意していただく事項・・・・別紙のとおり

4 緩和対象利用以外の利用

施設定員1/2以下を継続します。

❖ 合唱など歌唱を伴う利用、吟詠など大きな発声を伴う利用

5 その他

❖ 定員1/2超入場を予定される場合は、事前（打合せ時など）に事務局までご連絡ください。

・・・・詳細は文化センター事務局までお問合せください（☎0774-39-9333）・・・・

(別紙) 利用人数制限の緩和にあたって

主催者の方に特に留意していただく事項

- 1 催物関係者、入場者の方に入館時、退館時、トイレ使用時などにおける手指消毒の徹底を周知してください。
 - ❖ 文化会館の玄関口、エントランスロビー、楽屋口、搬入口、トイレ、事務所受付カウンターに手指消毒液を設置しています。ホール楽屋には消毒セット（消毒液とペーパータオル）を設置しています。
 - ❖ ホール入口などに個別に設置される消毒液は、主催者の方が準備してください。
- 2 催物関係者、入場者の方に館内でのマスク着用を徹底してください。
 - ❖ 主催者において配付用マスクを準備してください。
- 3 催物関係者、入場者の方の検温を行い、発熱のある方、体調のすぐれない方の入館・入場をお断りしてください。
 - ❖ 発熱のある方、体調のすぐれない方のチケット払戻し措置を講じてください。
- 4 記名入場などにより催物関係者、入場者の方の連絡先を確実に把握してください。
 - ❖ 万一発症された方がおられた場合は、保健所等から名簿提出を求められます。
- 5 催物関係者、入場者の方に新型コロナウイルス接触確認アプリ（国「COCOA」、京都府「こことろ」）の利用を呼びかけてください。
 - ❖ 館内にアプリQRコードを設置しています。
- 6 入場者の方ができる限り交錯しないよう入退場動線を設定してください。
- 7 開催中は「換気休憩」を設けて扉を開放しホール等の十分な換気に努めてください。
- 8 スタッフの配置などにより、館内、客席における大声防止対策、入退場時や休憩時間における密集・密接を回避する対策を講じてください。（特に入退場口、チケット販売所、物品販売所、トイレ）
- 9 舞台から客席最前列まで2m以上の距離を確保してください。
 - ❖ 大小ホールとも、原則、第1列を使用しない座席配置をお願いします。
- 10 舞台実演者の間隔は、表現形態に応じて1m以上を目安とするよう努めてください。
- 11 舞台袖や楽屋などにおいて実演者が密集しないよう努めてください。
- 12 舞台仕込み、原状回復にあたっては、余裕あるタイムテーブルを設定してください。
- 13 館内での食事は適切な感染防止対策を行ったエリア以外では自粛してください。
- 14 楽屋、リハーサル室、練習室は、ご利用後、利用された設備（机、イス、ハンガー）の消毒をお願いします。入館時に消毒セットをお渡しします。
- 15 大ホールで1,000人超入場を予定される場合は、事前に京都府新型コロナウイルス感染症対策本部へ「大規模イベント計画書（事前相談票）」を送付し相談が必要です。

（お問合せ先：☎ 075-414-5658）